

平成十七年十一月四日受領  
答弁第五〇号

内閣衆質一六三第五〇号

平成十七年十一月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の家事補助者に対する公費支出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の家事補助者に対する公費支出に関する質問に対する答弁書

一について

在外職員は、公務遂行上必要と認められる場合、家事補助者を同伴することができる。平成十二年七月十六日までは、各家事補助者につき一往復の旅費が支給されることとなっていたが、同月十七日から旅費を支給することとする取扱いは廃止された。ただし、経過措置が講じられており、平成十五年度まで旅費の支給実績がある。

二について

平成十七年度において家事補助者に係る予算は計上していない。

三について

お尋ねの期間において在外職員で家事補助者に対する旅費の支給を受けた者は、確認できる範囲で、平成十二年度が五人、平成十三年度が四人、平成十四年度が二人、平成十五年度が一人である。支給額に関しては、現時点において、正確な額をお答えすることは、詳細な調査を要するため、困難である。